

△△△△△△□□ 規約（例）

〇〇年〇月〇日制定

第1章 総則

（名称）

第1条 この□□は、△△△△△△□□（以下「□□」という。）という。

（事務所）

第2条 □□は、主たる事務所を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に置く。

（目的）

第3条 □□は、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む第4条の構成員の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めることを目的とする。

第2章 構成員

（構成員）

第4条 □□の構成員は別紙のとおりとする。

第3章 役員等

（役員の数及び選任）

第5条 □□に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

- 2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この□□を代表し、□□の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、□□の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

第4章 総会

(総会の開催)

第6条 総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 代表が必要と認めたとき。
 - 二 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 三 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 2 前項第二号の規定により請求があったときは、代表は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第7条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 肥料価格高騰対策事業取組計画書の作成又は変更に関すること。
- 二 肥料価格高騰対策事業取組実績報告書、肥料価格高騰対策事業取組中間報告書及び肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書の報告に関すること。
- 三 肥料価格高騰対策事業の支援金（以下「支援金」という。）の配分計画及び収支決算に関すること。
- 四 □□規約の制定及び改廃に関すること。
- 五 その他□□の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

第8条 総会は、構成員現在数の過半の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 総会においては、第6条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の決議に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配付するものとする。

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第9条 □□は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 □□規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 肥料価格高騰対策事業に係る証拠書類
- 五 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第10条 □□は、前条各号に掲げる書類を支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第11条 □□の事業及び会計年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

(支援金の流用)

第12条 支援金は、第7条第3号の配分計画に基づいて代表が構成員に配分することとし、他に流用してはならない。(ただし、金融機関への振込の方法により支援金を配分する場合は、振込に要する手数料を支援金から差し引くことができる。)

(金銭の収納)

第13条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

- 2 金融機関への振込の方法により金銭を収納する場合は、当該振込を行った者から要求がない限り、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第14条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。

- 2 金融機関への振込の方法により金銭の支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(決算及び監査)

第15条 □□の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。ただし、金銭の収納又は支払のない事業年度においては、この限りではない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

附 則

この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。